

# 「部活動指導ガイドライン ～より効果的で持続可能な部活動を目指して～」 概要版

## 策定の主旨

本ガイドラインは、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 19 日付 29 ス庁第 649 号）に基づき、運動部だけでなく文化部も含めた学校における部活動が、より効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として示すものである。

## 今日の課題

- 過度な活動による、スポーツ障害やバーンアウト
- 少子化の進展によって、従来の運営体制の維持が困難
- 教員の多忙化の一因や、競技経験のない技術指導の負担

## 本県が求める方向性

- 「量から質へ」科学的なデータ等に基づいた効率的・効果的な活動へ
- 「指示から支援へ」児童生徒による、より自立的で組織的な活動へ
- 「一律の形態から多様な形態へ」児童生徒のニーズを踏まえた多様な活動へ



## 適切な部活動の運営と指導

- 適切な活動量
- 組織的な運営体制の整備
- 活動計画の作成
- 顧問の役割
- 保護者及び地域との連携
- 安全の確保と緊急時の対応
- 体罰の根絶

**【休養日】**  
学期中は、週あたり 2 日（平日に 1 日と土日のいずれか 1 日）以上  
 ※小学校は 3 日（平日に 2 日と土日のいずれか 1 日）以上  
 ※大会への参加等により土日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

**【活動時間】**  
平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度  
 ※小学校は平日 2 時間以内、学校の休業日は 3 時間以内

**【始業前の活動】**  
目的を明確にし、補助的で最小限の活動とする。  
 ※練習の安全確保や気候等による健康・安全への配慮等

※特別支援学校は各校種の内容に準じる。  
 ※高等学校段階では、上記基準を適用するが、各校の教育方針や実情、生徒の実態や競技種目の特性に応じて休養日や活動時間を設定する。  
 ※大会・コンクール等が開催される時期において基準以上に活動した場合は休息期に休養日を十分に確保する。

## 「部活動指導ガイドライン」策定を受けて

- 市町村教育委員会
  - ・国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本ガイドラインの趣旨を踏まえた上で、地域の実情を考慮した「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

- 学校
  - ・校長は、各学校における部活動の目標や運営方針を策定し、組織全体で共有する。
  - ・顧問は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、年間及び月間等の活動計画を作成する。
  - ・校長は、部活動の運営方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。